二　労働保険特別会計の雇用勘定における失業等給付費及び雇用安定事業費のうち雇用安定等給付金

三　子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定における育児休業給付費並びに出生後休業支援給付費及び育児時短就業給付費

（年度開始前に資金交付のできる経費）

第十五条　各特別会計においては、会計法第十八条第一項の規定により、次に掲げる経費について、会計年度開始前に主任の職員に対し資金を交付することができる。

一　労働保険特別会計の雇用勘定における失業等給付費

二　子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定における育児休業給付費並びに出生後休業支援給付費及び育児時短就業給付費

第十七条第一項第三号及び第三項中「年金特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」に改め、同条第四項中「年金特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十八条第一項第三号中「年金特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」に改め、同条第三項中「年金特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十六条第二項第三号を次のように改める。

三　子ども・子育て支援特別会計　こども家庭庁

第二十七条第一項中「年金特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」に改める。

第二十九条の二第一項中「年金特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」に改め、同条第三項及び第四項中「厚生労働省」を「内閣府」に、「年金特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」に改める。

第三十四条第四項及び第三十六条第三項中「年金特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十五条第四項中「合計額」の下に「及び法第百二十三条の九第二項の規定により子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定から労働保険特別会計の徴収勘定へ繰り入れる金額」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（徴収勘定から子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定への繰入れ）

第五十五条の二　法第百二条の三の政令で定める額は、附属雑収入の額から前条第一項の合計額を控除した額とする。

第五十六条第三項第一号中「育児休業給付に係る歳入額（次項において「育児休業給付費充当歳入額」という。）並びに」を削り、「第五項」を「次項」に改め、「の合計額」を削り、同項第二号イ中「育児休業給付に係る歳出額（以下この条において「育児休業給付費充当歳出額」という。）及び」及び「の合計額」を削り、同号ロ中「育児休業給付費充当歳出額に係る繰越額及び」及び「の合計額」を削り、同号ハ中「（以下この条において「超過額相当額」という。）（育児休業給付に係る超過額相当額を控除した残りの額とする。）」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第五十六条の二を削る。

第五十七条中「第四号」を「第三号」に改める。

第五十八条中「第五号から第七号まで」を「第四号から第六号まで」に改める。

第五十九条及び第六十条を削り、第六十一条を第五十九条とする。

第二章中第十節を第十一節とし、第九節を第十節とし、第八節を第九節とし、第七節の次に次の一節を加える。

第八節　子ども・子育て支援特別会計

（子ども・子育て支援特別会計の所管大臣の所掌区分等）

第六十条　子ども・子育て支援特別会計の管理に関する事務のうち育児休業等給付勘定に係るものは、厚生労働大臣が行うものとする。

2　前項に規定する事務以外の子ども・子育て支援特別会計の管理に関する事務のうち、同会計全体の歳出に係る支払元受高の管理に関するものは同会計の所管大臣が協議して定めるところにより内閣総理大臣が行い、その他のものは内閣総理大臣が行うものとする。

（積立金等からの補足）

第六十一条　法第百二十三条の十第二項に規定する政令で定める場合は、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第百二十三条の十六第一項に規定する超過額に相当する金額を控除して不足する場合とし、法第百二十三条の十第二項の規定により同勘定の積立金から補足する金額は、当該不足する額のうち、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条第一項に規定する拠出金対象児童手当費用、拠出金対象施設型給付費等費用、拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用及び仕事・子育て両立支援事業費用（次項において「拠出金対象費用」という。）に相当する金額とする。

2　子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定の積立金は、拠出金対象費用の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

3　法第百二十三条の十一第四項に規定する政令で定める場合は、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定の毎会計年度の収納済みの法第百二十三条の十第一項第一号に規定する支援納付金対象費用充当歳入額から支出済みの同項第二号に規定する支援納付金対象費用充当歳出額（以下この項において「支援納付金対象費用充当歳出額」という。）及び支援納付金対象費用充当歳出額に係る歳出の翌年度への繰越額を控除して不足する場合とし、法第百二十三条の十一第四項の規定により子ども・子育て支援資金から補足する金額は、当該不足する額に相当する金額とする。

4　法第百二十三条の十二第四項の規定により育児休業給付資金から補足する金額は、毎会計年度の同条第三項第一号に規定する育児休業給付費充当歳入額から当該年度の同項第二号に規定する育児休業給付費充当歳出額を控除して不足する額に相当する金額とする。

附則第七条の三中「及び第五項」を「及び第四項」に、「第五項」を「次項」に、「法」と、「以下この条」とあるのは「八及び次項」と、同条第五項」を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）第十七条の規定による改正前の法」と、「金額」とあるのは「金額（育児休業給付に係る当該額を控除した残りの額とする。）」と、同条第四項」に、「法第百五条」を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律第十七条の規定による改正前の法第百五条」に改める。

附則第十四条の二から第十四条の四までを削る。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第九十九条第四項第二号」を「第九十九条第四項第三号」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「第百二十条第二項第六号」を「第百二十条第二項第五号」に改める。